

令和8年度緊急時携帯端末情報発信等事業に係る入札可能性調査実施要領

令和7年1月13日
原 子 力 規 制 庁
長官官房総務課広報室

原子力規制庁では、令和8年度緊急時携帯端末情報発信等事業の受託者選定に当たって、一般競争入札（最低価格落札方式）に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

本事業は、大規模災害等が発生した際に、地域住民や一般国民に向け、原子力施設の状況やモニタリング情報などの緊急情報や緊急には至らない情報提供を迅速に行うことの目的として、原子力規制委員会緊急時携帯端末情報発信等システムの整備や改良を行う。

(2) 事業の具体的な内容

令和8年度緊急時携帯端末情報発信等事業「実施計画書（仕様書）」による

(3) 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 事業実施条件

令和8年度緊急時携帯端末情報発信等事業「実施計画書（仕様書）」による

2. 登録内容

①事業者名

②連絡先（住所、TEL、E-mail、担当者名）

3. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は原子力規制庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく原子力規制庁外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。

4. 提出先

郵送または E-mail にて提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

原子力規制庁長官官総務課広報室 大谷 朝岡 宛て

電話（直通）：（03）5114-2105

E-mail : contact_kohohan_sm@nra.go.jp

(登録例)

令和〇年〇月〇日

原子力規制委員会

原子力規制庁長官官房総務課広報室 御中

令和8年度緊急時携帯端末情報発信等事業について

令和〇年〇〇月〇〇日付け、標記実施要領に従い、以下の事項を登録致します。

登録内容

①事業者名：〇〇

②連絡先

住 所：〇〇

電 話：〇〇

M a i l：〇〇

担当者名：〇〇

実施計画書（仕様書）

1. 件名

令和8年度緊急時携帯端末情報発信等事業

2. 事業目的

大規模自然災害等が発生した際に、地域住民や一般国民に向け、原子力施設^{※1}の状況やモニタリング情報などの緊急情報や緊急には至らない情報提供^{※2}を迅速に行うため、原子力規制委員会緊急時携帯端末情報発信等システム（以下「対象システム」という。）の整備や運用等を行う。

※1 原子力施設の対象は、原子力規制委員会ホームページの原子力規制事務所（<https://www.nra.go.jp/jimusho/index.html>）に掲載している施設等をいう。

※2 緊急情報と緊急には至らない情報提供の対象となる事象は以下のとおり。

緊急情報

配信条件：以下の事象が発生した場合

- (1) 原子力施設所在市町村で震度5弱以上の地震の発生
- (2) 原子力施設所在市町村沿岸で大津波警報の発令
- (3) その他、原子力規制庁が警戒を必要と認めた事象の発生（原子力施設の故障等）

緊急には至らない情報提供

配信条件：以下の事象が発生し、緊急情報が配信されない場合

- (1) 原子力施設 所在道府県 震度5弱以上の地震の発生（所在市町村 震度4以下）
- (2) 原子力施設所在市町村 震度4の地震の発生
- (3) 国内において震度6弱以上の地震の発生（配信対象施設は所在道府県で震度3以上）
- (4) 東京23区内で震度5強以上の地震の発生（配信対象施設は所在道府県で震度3以上）
- (5) 気象庁による大津波警報の発令（配信対象施設は所在道府県の津波予報区で津波注意報以上）
- (6) その他、内閣危機管理監による参考事象の発生（例：火山噴火）

3. 事業内容

対象システムを整備・運用等し、大規模自然災害等の発生時から携帯電話等へのメール配信システムを活用した迅速な初動対応を行うとともに、原子力施設所在地域の住民や全国の一般国民に対して的確な情報提供を行う。また、災害時における迅速な初動対応を行うため、気象庁が提供する災害情報（地震、津波、火山等）を、原子力規制庁担当者が指定するメールアドレス宛てに配信を行う。

さらに、システムの利便性の向上を図るため、令和7年度緊急時携帯端末情報発信等事業の実施結果や検討状況を踏まえ、対象システムの運用方法、管理体制、セキュリティ体制等に対する改善提案を行う。

具体的な事業内容は以下のとおり。

（1）対象システムの運用等

対象システムの稼働状態の維持を目的とする運用業務、機能及び品質の維持を目的とする保守業務及び運用業務・保守業務に付随する業務

(2) 脅威分析及びその対策の整理

対象システムの運用に当たっては、ヒューマンエラーの発生も含めた情報セキュリティに係る脅威分析を行い、その対策を整理することにより、機密性、完全性、可用性確保のための課題整理を行うこと。

(3) 大規模自然災害発生時に係る初動対応の実績を踏まえ、次の点について対象システムの機能改修・追加、調査・検討を行うこと。

- ①本事業で貸与される令和7年度受託事業者が開発したプログラム及び記録データを元に情報分析・管理を行うため、メール送信履歴や利用者の個人情報等のデータの取り出し・加工ができる機能を向上するよう改良する。
- ②原子力規制庁内、関係機関及び国民への配信並びに電子ホワイトボードについて、使用状況を踏まえ、操作を補助する仕組みの導入等、操作性が向上するよう改良する。
- ③北海道・三陸沖後発地震注意情報の電文による配信について、今後、気象庁が実施する状況になった場合は、速やかに当該災害情報の配信について検討を行うこと。
- ④緊急時情報ホームページ (<https://kinkyu.nra.go.jp/>) にある公開資料 (PC・SP) について、緊急時情報 (https://www.nra.go.jp/em_index.html) と同等の資料掲載が可能となるように、公開資料の登録と表示に関する機能と配置の改良を行う。

(4) 災害情報の配信

原子力規制庁が指定するメールアドレスに、以下の災害情報を配信する。

- ①震度3以上の地震の震源地及び各地の震度情報
- ②津波の発生情報
- ③火山の噴火情報
- ④南海トラフ地震情報

(5) その他

- ①次年度以降の運用を考慮し、他社が使用することができない独自ライセンスを含むプログラムを使用しないこと。また、作成したシステム、プログラム等に係るライセンスと、本案件の実現のため独自に開発したプログラムのソースコードとその改変に関する権利は、原子力規制庁に帰属すること。
- ②本システムにかかるプログラムについては、作成元がサポートを終了するなどのセキュリティに重要な支障が生じる可能性がある場合には、速やかに原子力規制庁に通知し、その対策について原子力規制庁担当者と協議を行い、必要である場合にはプログラムの変更などの対策について提言しなければならない。
- ③緊急情報メール登録時の画面において、サービス利用者がメール受信時及び情報閲覧時に係る通信費用（パケット通信料等）を負担することを明記すること。
- ④緊急情報メールが登録された後には、必ず登録アドレスに対して、登録完了の通知を行うこと。
- ⑤本委託事業の開始に際しては、令和7年度受託事業者（「令和7年度緊急時携帯端末情報発信等事業」）から、システム設計書及び開発したシステムの一式を引き継ぐものとする。

以上の（1）～（5）を踏まえた機能要件の詳細については、別紙1に記す。

4. 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

5. 成果物の作成

本事業の成果物は以下のとおりとする。

(1) 成果物品一覧

成果物品名	成果物品に含むべき記載内容	納品数
基本設計書 (※)	システム構成、機能、インターフェイス、データベースの理論モデルの定義	1部
詳細設計書 (※)	基本設計書に基づいて作成した、開発作業を行うことが可能なレベルの設計書	1部
技術基盤設計書 (※)	システムが稼働する技術基盤環境の設計情報、技術基盤として導入すべき機器、ソフトウェアの仕様	1部
システム説明書 (※)	開発したシステムの説明及びテスト手順、テストデータ	1部
教育資料 (※)	運用前にシステム利用者に対する教育を実施 その際に用いる教材（説明資料、マニュアル等）	1部
業務報告書	業務実施内容、検討の経緯、検討内容、脅威分析の分析結果等	1部
開発システム	令和7年度受託事業者から継承したシステム、令和7年度に開発したシステム及び電子ホワイトボードに災害情報を表示するためのツール	一式

(※) 令和7年度事業における設計書等を更新することとする。なお、設計書については3.事業内容（5）その他の⑤において、新たにシステムを構築し直した場合についても、令和7年度の設計書のフォーマットを基に作成すること。

(2) 成果物の納品方法

成果物の納品方法は以下のとおり。

- ①成果物は、原則として日本語で作成すること。ただし、日本国においても英字で表記されることが一般的な文言や、ソースコード等の英字で作成することが一般的な成果物については、そのまま記載しても差し支えない。
- ②用事・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（令和4年1月11日内閣官房長官通知）」を参考にすること。
- ③情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。
- ④成果物は電子データでの納品とすること。
- ⑤成果物が外部に不正に利用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ⑥電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。
- ⑦受託者が保有する特許などを用いる場合には、成果物にその旨を明記すること。

(3) 電子データの仕様

電子データの仕様は以下のとおり。

- ①Microsoft社Windows10及びWindows11上で表示可能なものとする。
- ②使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；ワープロソフトMicrosoft社Word
 - ・表計算ソフトMicrosoft社Excel
 - ・BMP形式又はJPEG形式
- ③上記②による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。
- ④以上の成果物の格納媒体はDVD-Rとする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること
- ⑤文字ポイント等、統一的な事項に関しては原子力規制庁担当職員の指示に従うこと。

(4) 検収

- ①本事業の受託者は、成果物等について、納品期日までに原子力規制庁担当者に内容の説明を実施し、検収を受けること。
- ②研修の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行うこと。また、変更点について原子力規制庁担当者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

6. 貸与物

原子力規制庁からの貸与物は、以下のとおりとする。

貸与物品名	用途	貸与数
開発システム	令和7年度受託事業者が開発したプログラム、電子ホワイトボードに災害情報を表示するためのツール 一式	一式

7. 納入場所

〒106-8450

東京都港区六本木1丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課広報室

8. 事業の実施にあたっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

本事業に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。本業務に係る機密保持及び資料の取扱いに係る要件は次のとおりである。

- ①委託した業務以外の目的で利用しないこと。
- ②業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ③作業場所から持出しを禁止すること。
- ④情報セキュリティインシデントが発生する等、万一の事故があった場合に直ちに原子力規制庁担当者に報告すること。また、受託者の責めに起因する事故であった場合は、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- ⑤業務の履行中に受け取った情報の管理を実施し、業務終了後は返却又は抹消等を行い、復

元不可能な状態にすること。

- ⑥適切な措置が講じられていることを確認するため、履行状況の定期的な報告を行うこと。
原子力規制庁から求められた場合は、合理的に必要と認められる実施事項に関する資料を速やかに提出すること。また、必要に応じて担当課室による実地調査が実施できること。履行状況が不十分である場合は、担当課室と協議の上、改善策を実施すること。

(2) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」(令和7年7月1日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に準拠して必要なセキュリティ対策を講じること。(以下記載は、基本的な事項)。

- ①不正アクセスの防止や万が一侵入された場合のログ等の証跡を蓄積するとともに、検知・通知を行えるようにすること。
- ②セキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。
- ③脆弱性については、定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。
- ④不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、不正の検知、原因特定に有効な管理機能(ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等)を備えること。
- ⑤ログの改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護(消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減)のための措置を含む設計とすること。
- ⑥想定されるサプライチェーン・リスクを分析・評価し、それに対する軽減策を講じるにあたり、「外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書」(令和7年7月1日内閣サイバーセキュリティセンター)を参照すること。

(3) 個人情報等の取扱い

- ①生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に影響することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)は個人情報として取り扱うこと。
- ②本業務の遂行において、安全性や確実性を考慮し、仕様外の個人情報等を取得し、取り扱う必要性や有用性がある場合は、担当課室と協議してその妥当性を検討し、承認を得た上でこれを行うこと。また、担当課室と協議のうえで当該個人情報等の利用目的と性質を考慮し、保持期間を定めること。当該保持期間が経過した後は、業務仕様にしたがって遅滞なく消去し又は匿名化すること。
- ③本業務の遂行に際して個人情報等を取得し取り扱う場合、本業務のために定められた利用目的外の利用を厳に慎み、本業務のために供する個人情報等は他の個人情報等と分別して保管し、主管課と協議のうえで書面により定めた環境下で所定の仕様に依拠して遂行すること。また、本業務を遂行する業務従事者にあってもこれを実効あらしめるものとするため、必要な管理監督及び教育を行うこと。
- ④個人業務等を本業務のために定められた利用目的外で複製する際には、事前に主管課の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受託者は廃棄作業が適切に行われたことを確認し、その保証をすること。

- ⑤個人情報等の取扱いに際して、その本人によるデータの入力、本人による情報システムの利用に伴うデータの生成、その他本人による関与を通じてデータ処理が行われる場合には、その処理の記録（システム上のログによるもの等）を残すこと。
- ⑥受託者が本業務のために取り扱う個人情報等に関する、利用者等から個人情報等の保護に関する法律その他適用ある法令上の請求が行われた場合には、速やかに担当課室に通知してその指示を受けること。また、担当課室による法令上の請求への対応のために必要な個人情報等の抽出、変更、削除その他合理的な協力をを行い、これを可能とする体制及び仕様を維持すること。
- ⑦作業を派遣労働者に行わせる場合を含め直接雇用していない第三者の仕様人等に業務従事させる場合には、本業務の一部を再委託する場合の手続きに準じて労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報等の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。
- ⑧担当課室が必要と認め、かつその方法が受託者の業務その他の営業を著しく妨げない場合には、担当課室またはその指定する者による個人情報等の取扱状況及び管理体制の監査を受け入れ、合理的に必要と認められる資料を提出すること。
- ⑨受託者は、本事業を履行する上で個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又はそのおそれのある事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当課室に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応方針等について直ちに報告すること。
- ⑩個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかつた場合は、本事業の契約解除の措置を受けるものとする。

（4）法令等の遵守

本事業の遂行に当たっては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）等、適用される法令等を遵守し履行すること。

（5）情報システム監査

- ①対象システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、担当職員が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、担当職員が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受け入れること（担当職員が別途選定した事業者による監査を含む。）
- ②情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

（6）情報セキュリティの管理体制について

- ①情報システムの設計・開発、運用・保守工程において、担当課室の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- ②担当課室の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を担当課室との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。また、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可

能な場合は、提出すること。

- ③情報システムに担当課室の意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、担当課室と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。（例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当課室から要求された場合には提出させるようにする等）。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を担当課室との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。
- ④本事業の各工程において、情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。
- ⑤運用・保守に係る要員を限定すること。また、全ての要員の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍（比率等）について掲示できること。業務の実施期間中に要員を変更する場合は、事前に規制庁の担当者へ連絡し、許可（又は確認）を得ること。
- ⑥セキュリティ関連におけるテストの実施結果が確認できること。脆弱性検査については、「デジタル庁 政府情報システムにおける脆弱性診断ガイドライン」の実施基準を満たすように、脆弱性診断の実施、検出された脆弱性への対応を行うこと。また、脆弱性検査の終了時には実施内容及び結果を脆弱性検査結果報告書に取りまとめること。

9. 適合条件

別紙2のとおり

10. 情報資産管理標準シート及び情報システム台帳の更新に係る資料等の提出

（1）契約金額内訳

「別紙3 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳が記載されたエクセルの電子データを契約締結後速やかに提出すること。

（2）情報資産管理標準シートの提出

情報資産管理標準シートを、デジタル庁から作業依頼のある時期（原則毎年度末）に提出すること。

11. 再委託に関する事項

（1）再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ①本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- ②受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ③受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ④再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、当該調達仕様書のセキュリティ対策にかかる措置の実施を再委託先に担保させること。また、再委託先のセキュリティの対策実施状況を確認できるよう、再委託先との契約内容に含めること。（再委託の相手方がさらに委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる（以下「再々委託」という。）場合の取扱いも同様とする。）

（2）承認手続き

- ①本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、以下の内容を記載した「別紙4 再委託承認申請書」を原子力規制庁に提出し、あらかじめ承認を受

けること。

- ・再委託の相手方の商号又は名称、住所
- ・再委託を行う業務の範囲
- ・再委託の必要性及び契約金額等

②前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を担当課室に提出し、承認を受けること。

③再々委託先には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務を委ねた者又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負う。また、担当課室は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

対象システムにおけるシステム要件

1. 調達システム

本システムは、ホスティング型のシステムとして利用者に提供されること。

2. 機能要件

(1) 全般機能

- ①携帯電話用ホームページの利用については、マルチキャリア（NTT DoCoMo、au、Softbank、ワイモバイル等）のウェブブラウザの対応に配慮すること。
- ②携帯電話用ホームページのドメインは「.go.jp」で取得すること。
- ③携帯電話用ホームページを利用する際の通信料金を低くするよう配慮すること。
- ④配信システムを通常使用するブラウザとして、Google Chromeに適した環境を備えること。
- ⑤メールの配信は、原子力規制庁が指定する専用端末からのみ可能とすること。
- ⑥利用者による登録は、携帯電話及びパソコンから行うことを可能とすること。
- ⑦緊急情報・情報提供メールとともに、省内等関係者向けの一斉連絡メール機能と報道関係者向けメール機能を備えること。
- ⑧緊急情報・情報提供メールの内容をX（旧Twitter）サービスに連携する機能を備えること。
- ⑨メールは、送信履歴を残せるようにすること。また、メールの送信履歴は、容易に検索（AND, OR, NOT検索）を可能とすること。さらに、それらの送信履歴からそれぞれ緊急情報・情報提供メールと一斉連絡メール、および報道関係者向けメールに転用できる機能を備えること。
- ⑩メール送信前（一斉連絡、報道関係者、緊急情報、情報提供）、配信対象者や配信施設のチェック前にメール内容を確認、印刷、データコピーできる画面を備えること。また、メール送信後に訂正、取消及び再送信ができる機能を備えること。
- ⑪本システムに登録されている事業者等の情報を編集した場合、その編集内容が速やかに関係するテンプレート、電子ホワイトボードに表示する災害情報一覧に反映されること。
- ⑫大規模自然災害等が発生した時を模擬した情報（以下「模擬災害情報」という。）はユーザーが編集できるようにし、また容易にシステムに入力できるようにすること。
- ⑬模擬災害情報を受け取ったシステムは、実発災時に期待されるすべての機能を模擬できること。ただし、訓練モードにおいては自動的にメールの送信先を限定するなど、実発災と訓練を区別する措置を講じること。
- ⑭原子力施設の登録名称や、施設区分、所在市町村等を編集する画面を備えること。
- ⑮災害履歴から原子力施設に関する情報メール（故障天災メール等）を自動的に生成する機能を備えること。
- ⑯自動的に生成される情報メール（緊急参集メール、故障天災メール等）の件名、本文、配信対象者については、あらかじめユーザーが作成したテンプレートを用いて生成されること。また当該テンプレートは管理者ユーザーが容易に編集可能なものとすること。
- ⑰原子力施設の所在市町村で発生した地震について事態を判定し、自動的に緊急参集メー

ル等を送信する機能を備えること。

- ⑯津波、地震震度情報から、震源地、震源地の深さ、地震規模等の地震の基本情報、並びに所在道府県及び所在市町村の震度情報を電子ホワイトボードに表示するための機能を備えること。
- ⑯原子力規制庁が指定するメールアドレスに配信される火山や津波に関する災害情報について、事象のレベル毎に配信の有無を設定できる機能を備えること。
- ⑯メール原稿をメール送信前に一時保存する機能を備えること。
- ⑯緊急情報メール登録者が登録解除を行う際に、解除理由を求める機能を備えること。
- ⑯メール配信は、携帯電話への配信による文字化け対策を行うこと。
- ⑯緊急情報配信管理ページへアクセスする管理者の別により、緊急情報メールの配信を制御できる機能を備えること。
- ⑯一斉連絡メールについては、原子力規制庁が指定する携帯電話からも配信可能とすること。
- ⑯ユーザーをグループ単位（地域別グループ等）で管理可能とし、階層管理を可能とすること。
- ⑯1ユーザーにつき1つの配信先メールアドレスを登録可能とすること。
- ⑯1ユーザーにつき複数のグループに属することを可能とすること。
- ⑯必要時に、送信専用端末で速やかに一斉配信を開始することが可能なこと。
- ⑯携帯電話会社の迷惑メール対策等、配信の妨げとなる要因への対策を行うこと。
- ⑯利用者のメールアドレス変更等によるエラーメールへの対策および登録情報のメンテナンスに関する検討を行うこと。
- ⑯大量のメール配信時における輻輳対策を行うこと。
- ⑯緊急情報・情報提供メール配信時の配信先設定画面には、誤送信防止のための対策を行うこと。
- ⑯本システムの不具合が発生した際には、委託先にて専用の端末の用意をし、不具合を速やかに解消するための支援体制を構築すること。
- ⑯発電所の位置を示す地図や、故障箇所を示す図など、画像で伝えるような事象があった場合に、緊急情報メールに画像の表示用リンクを添付できること。
- ⑯本システム（訓練モードを含む）について、インターフェイス面の向上に係るユーザーの要望に対して適宜必要な対応を行うこと。

（2）システム管理機能

- ①インターネット接続が可能な端末から、緊急情報メールの登録者を対象に一斉配信が可能なこと。
- ②インターネット接続が可能な端末から、緊急情報メールの登録者を対象に個別指定及びグループ指定による一斉配信が可能なこと。
- ③緊急時情報ホームページ（携帯電話用を含む）の更新作業が可能なこと。
- ④グループのユーザーの追加、削除及び変更が簡易に行える機能を備えていること。
- ⑤アドレスデータの登録状況が確認可能なこと。
- ⑥登録者データの一括登録・更新が可能なこと。
- ⑦登録者データの一括ダウンロードが可能なこと。
- ⑧上記⑦をダウンロードする場合、登録者のメールアドレスの個人情報に該当

する項目については、抽出不可な仕組み・体制であること。

⑨上記⑥の機能は、ユーザーが属するグループ情報についても一括で登録・更新できるものであること。

3. 性能要件

- (1) 緊急情報・情報提供メールは、可能な限り簡便な操作で一斉配信（約5万件）が可能なこと。
- (2) 緊急情報メールは緊急事態から直ちに配信開始が可能であること。
- (3) 緊急情報・情報提供メールの配信開始から直ちに全ての登録者に対して、本システム内における緊急情報・情報提供メールの配信処理を完了すること。なお、メールの配信は、携帯電話会社との特定接続契約等により、携帯電話会社による迷惑メールの通信規制や災害時の輻輳規制の影響を受けない仕組みとして、携帯電話会社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）と特定接続契約を行っていること。
- (4) 緊急時情報ホームページ（携帯電話用を含む）へのアクセス数として、1万人が同時閲覧することに耐え得るサーバ環境で運用すること。
- (5) 携帯電話用ホームページは、携帯電話やパソコン等の媒体を問わず閲覧可能とし、サーバ環境は1時間当たり1万人が閲覧できる設定とすること。また、アクセス数の増加に対応するため拡張性を持たせた環境、かつ、Webアクセシビリティの対応等についても配慮した環境とすること。
- (6) 緊急情報メールとリンクせずに、緊急時情報ホームページにPDF等を掲載する機能を有すること。

4. 信頼性要件

- (1) 緊急事態において、登録者に対するサービスを提供する主たる拠点（データセンター等）が倒壊しサービス提供が停止しないよう、データ管理等のバックアップ体制を構築すること。
- (2) 契約期間内に発売される新機種の携帯電話においても、本システムが使用可能とすること。
- (3) 緊急情報・情報提供メールの配信作業を行った時から、実際にメールが配信されるまでの時間が想定時間を大幅に超える事態が発生した場合は、速やかに原因を究明し、再発防止対策を講じること。

なお、想定時間は登録者数等の物理的キャパシティから想定される時間から算出することとし、原子力規制庁と委託先で協議の上決定する。

5. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託後に原子力規制庁担当者が提示する内容に基づき、機密保持誓約書を提出すること。
- (2) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁の担当官に書面で提出すること。
- (3) 受託者は、セキュリティ管理責任者を設けること。

- (4) 受託者は、原子力規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、受託業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (5) 受託者は、業務を実施することにより取得もしくは知り得た、当該業務及び原子力規制委員会に関する各種データ、情報及びその他全ての資料を公開すること、及び特定の第三者に提供することはできない。
- (6) 受託者は、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、速やかに原子力規制庁に報告し、必要な対策を講じること。また、必要に応じて原子力規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (7) 本調達については、受託者が一部でも下請を行う場合、下請の内容、下請先における情報の管理方法等を事前に原子力規制庁担当者と協議の上、承認を得ること。
- (8) 下請先の行った作業については、受託者が全責任を負うこと。また、受託者は下請先に対して、本仕様書に示す機密保持と同等の義務を負わせるものとする。また、新たに加わる作業担当者分の機密保持誓約書を提出すること。
- (9) 受託者は、原子力規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (10) 受託者は端末の使用にあたっては、ファイル交換ソフト等のインストールを行わないよう徹底し、また電子データの流出を防止すること。
- (11) 情報システムを整備・運用等する業務にあっては、受託者は、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に準拠したシステムを構築すること。
- (12) ホームページの構築・運営等を含む業務（イベント等の周知のためのホームページを含む）にあっては、原子力規制委員会Webサーバ（www.nra.go.jp）内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインとなる「kinkyu.nra.go.jp」を利用すること。
- (13) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

6. 保守・運用監視要件

- (1) 契約締結日から委託契約完了日まで24時間体制で、本サービスを提供するシステムに対する運用監視及び保守を行うこと。
- (2) 毎月1回、原子力規制庁が指定した特定のシステム管理者宛に訓練用の緊急情報メールを送信し、正常にメールが受信されていることを確認すること。
- (3) 原子力規制庁の原子力総合防災訓練等を実施する際、本システムを活用した訓練を行う可能性がある。その場合、委託先のシステム担当者は協力すること。
- (4) システムの運用に当たっては、登録利用者のプライバシー保護に配慮し、適切な登録方法及び管理体制とすること。

(5) 緊急情報・情報提供メールとのリンクにより、緊急情報・情報提供メールの内容が速やかに緊急時情報ホームページ（携帯電話用を含む）に掲載されるようシステムを運用すること。

(6) 緊急時以外にも、原子力規制庁の指示に従い、掲載用ページのhtmlファイルの作成・修正・削除等を行うこと。

7. ハードウェア要件

本事業に利用するサーバ等機器類については、要件1～4を満たす条件において事業者が準備し、提供するものとする。具体的には最低限アプリケーションサーバ、ウェブサーバについて各バックアップを用意した機器を国内に2カ所設置すること。

8. データセンター要件

(1) 本サービス提供のための主たる拠点となるデータセンターについては、災害監視要員及びシステム監視要員が契約締結日から委託契約完了日まで24時間常駐していること。

(2) 本サービスを提供するデータセンターは、震度7相当の地震に対する耐震性を有すること。

適合条件

本事業を受託しようとする者は、下記の1.～9.の条件を満たす必要がある。

1. 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
2. 受託者は、契約期間内において、24時間「緊急情報メール」の配信が可能であること。
3. 受託者は、契約期間内において、24時間「緊急情報ホームページ（携帯電話用を含む）」の緊急時の運用が可能であること。
4. 受託者は、事業の実施に係る機器等の一切を、令和8年4月1日までに用意すること（原子力規制庁からの貸与物は除く）。
5. 本仕様書の「保守・運用監視要件」に定める体制を整えること。また、運用監視要員に欠員が出た場合のバックアップとなる人員を確保できるようにしておくこと。
6. 受託者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ①品質マネジメントシステムの企画である「JIS Q 9001」または「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有していること。
 - ②上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること（管理体制、品質マネジメントシステム運営規定、品質管理手順規定等を提示すること。）
7. 受託者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ①情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」または「ISMS」の認証を有していること。
 - ②一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているほか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
 - ③個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。
8. 本事業の実施者は、担当職員と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ、良好な関係が保てるること。
9. 上記の他、本仕様書の条項も満たすこと。

情報システムの経費区分

経費区分	摘要
1) 整備経費	<p>情報システムの整備（新規開発、機能改修・追加、更改及びこれらに付随する環境の整備をいう。）に要する一時的な経費</p> <p>目的により、投資的整備と維持的整備のものに分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資的整備 国民・利用者の利便性向上・負担軽減や業務効率化、経済効果の創出、システムのスリム化などの面で積極的に効果を得ることを目的として行うもの（注1） ・ 維持的整備 外部環境の変更等により生じる障害の回避を目的として、義務的に行うもの（仕様変更を伴うが効果を得ることを目的としないもの）（注2）
ア 調査研究等 経費	情報システムの整備に当たり、業務の設計、要件定義を行う目的で行う現状分析、プロトタイプ作成、ドキュメント作成支援、調査研究等に要する経費（最適化計画の策定に要する経費を含む。）
イ 設計経費	情報システムの整備に際し、その開発に関する設計書の作成に要する経費
ウ 開発経費	情報システムの整備に際し、情報システムのプログラミング、パラメータ設定等による情報システムの開発（単体テストを含む。）に要する経費
エ 据付調整経 費	ハードウェアやラックの搬入・据付け、ネットワークケーブルの敷設等、情報システムの物理的な稼働環境の整備に要する経費
オ テスト経費	開発する情報システムの結合テスト、総合テスト及び受入テストに要する経費
カ 移行経費	情報システムのシステム移行及びデータ移行に要する経費
キ 廃棄経費	情報システムの廃止及び更改に伴う、ハードウェアやラック、ネットワークケーブル等の撤去及び廃棄に要する経費
ク プロジェク ト管理支援経 費	情報システムの整備に伴うプロジェクト管理支援事業者に要する経費
ケ 施設整備等 経費	情報システムを構成するハードウェアを設置する施設、データ等を保管する施設又は運用事業者等が運用・保守等を行うために駐在する施設の整備、改修等に要する経費
コ ハードウェ ア買取経費	情報システムを構成するハードウェアの買取りに要する経費
サ ソフトウェ ア買取経費	情報システムを構成するソフトウェア製品のライセンスの買取り又は更新に要する経費
シ サービス利 用料	情報システムの整備に当たって、ASP、SaaS、PaaS、ホスティングサービスなど、国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用に要する経費及び国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用開始に要する経費
ス その他整備	アからシまでのいずれにも該当しない情報システムの整備に要

経費区分	摘要
経費	する経費
2) 運用等経費	情報システムの運用、保守等に要する経常的な経費
ア システム運用経費	情報システムの正常な稼働を保持するために行うハードウェアの状態ファイルの管理、アプリケーションの設定等の管理、障害に対する予防等の措置など、仕様変更や構成変更を伴わない情報システムの技術的及び管理的業務の実施に要する経費
イ 業務運用支援経費	情報システムの稼働に当たって、業務実施部門が行う業務（データ作成（Web サイトや e ラーニングのコンテンツ作成等）、データ受付・登録等）の運用支援に要する経費
ウ 操作研修等経費	情報システムの利用に当たって、当該情報システム部門の担当者又は情報システムの利用者に対する操作研修等（教材作成・更新を含む。）に要する経費
エ ヘルプデスク経費	職員等の情報システム利用者からの問合せに対応するために行う業務に要する経費
オ コールセンター経費	国民や事業者等の情報システム利用者からの問合せに対応するために行う業務に要する経費
カ アプリケーション保守経費	開発した情報システムについて、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行うアプリケーションプログラムの改修、設定変更等に要する経費
キ ハードウェア保守経費	情報システムを構成するハードウェアについて、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行う業務に要する経費
ク ソフトウェア保守経費	情報システムを構成するソフトウェア製品について、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行う業務に要する経費
ケ 監査経費	情報システムについて、システム監査又は情報セキュリティ監査の実施に要する経費
コ 情報セキュリティ検査経費	情報システムについて、ペネトレーションテスト、脆弱性診断等の情報セキュリティ検査・診断の実施に要する経費
サ ハードウェア借料	情報システムを構成するハードウェアについて、その使用に要する借料
シ ソフトウェア借料	情報システムを構成するソフトウェア製品について、その使用に要する借料
ス サービス利用料	情報システムの稼働又は利用に当たって、ASP、SaaS、PaaS、ホスティングサービスなど、国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用に要する経費
セ 通信回線料	情報システムを構成するネットワークにおいて必要となる通信回線の利用に要する経費
ソ 施設利用等経費	情報システムを構成するハードウェアを設置する施設、データ等を保管する施設又は運用事業者等が運用・保守等を行うために駐在する施設の利用等に要する経費
タ その他運用等経費	アからソまでのいずれにも該当しない情報システムの運用等に要する経費
3) その他経費	国の行政機関以外の情報システムに関係する経費及びデジタル・ガバメントの推進のための体制整備に要する経費

経費区分	摘要
(1) 情報システム振興等経費	地方公共団体、独立行政法人等に対する情報システムの整備・運用に関する助成金、補助金、交付金等の経費
ア 地方公共団体情報システム関係経費	地方公共団体に対する情報システムの整備・運用に関する補助金、交付金等の経費
イ 独立行政法人等情報システム関係経費	独立行政法人、国立大学法人（大学共同利用機関法人を含む。）、特殊法人、公益法人等に対する情報システムの整備・運用に関する助成金、補助金、交付金（法人の運営に関する経費は除く。）等の経費
(2) デジタル・ガバメントの推進のための体制整備関係経費	高度デジタル人材の登用に要する経費、PMOの支援スタッフ等に要する経費、内部職員の育成に要する経費等、デジタル・ガバメントの推進のための体制整備に要する経費

(別紙4)

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

「令和8年度緊急時携帯端末情報発信等事業」に関して、再委託をしたく下記のとおり承諾を求めます。

記

契約件名	
再委託の相手方の住所及び商号又は名称	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
契約金額	

担当者連絡先
部署名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :